

社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 兵庫県北播磨県民局長（以下「県民局長」という。）は、「社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、一級河川加古川水系下川を含む社総合庁舎及び加東バスターミナル周辺（以下、「施設周辺」という。）のにぎわい創出のための構想を策定するにあたり、県民局長に対して意見を述べることを目的とする。

（検討事項）

第3条 協議会において以下の事項を協議する。

- (1) 施設周辺のにぎわい創出のために行う整備に関する事。
- (2) 既存及び新設する施設等の維持管理に関する事。
- (3) 市民、企業、行政等各主体の取り組みを促す仕組みを検討する事。
- (4) 施設周辺のにぎわい創出に資する対外的、広域的な情報の発信及び働きかけに関する事。
- (5) その他、施設周辺のにぎわい創出に必要な事項に関する事。

（協議会）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により組織する。

- 2 委員は県民局長が委嘱する。

（座長）

第5条 協議会には座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから、あらかじめ県民局長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、委員を代表し協議会の会務を総括する。
- 4 座長不在の時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 議長は座長が務める。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 座長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（県・市等の職員である者を除く。）が協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第3項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員（県・市等の職員である者を除く。）及び第6条第4項に規定する委員以外の者が協議会の職務に従事するため旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 第6条第3項に規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会
委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
有識者等（座長）	余部 衛	兵庫県立やしろの森公園協会事務局 事務局長
地元代表	神崎 仁	社5区 区長
利用者等	山本 いずみ	加東市連合婦人会 理事
	島村 有香	一般社団法人 CYP 放課後等デイサービス ふらっぷ 代表
	藤井 宣博	特定非営利活動法人 加東市国際交流協会 理事
活動団体等	藤原 知子	まちの拠点づくりコンソーシアム
隣接商業関係等 事業者	山内 政光	やしろ商業開発株式会社 取締役管理部長
	藁粥 一彰	イオンリテール株式会社 イオン社店 店長
	吉田 栄次郎	ジオプランナーズ株式会社 (にぎわい交流施設「halK」指定管理者)
観光関係事業者	阿江 孝仁	一般社団法人 加東市観光協会 事務局長
行政	角谷 明臣	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所 河川砂防課長（河川管理者）
	野崎 敏	加東市 技監
合 計	12名	

(順不同・敬称略)